

令和5年度 看護職の就労環境改善支援事業
「勤務環境改善アドバイザー派遣事業」実施要領

【目的】看護職員が健康で安心して働き続けられる勤務環境づくりに取り組む施設へアドバイザーを派遣し相談、助言を行う。

【対象】看護職員が働き続けるための環境づくりに課題のある施設

【内容】

	内容
1	働き方改革について
2	労務管理について
3	ヘルシーワークプレイスについて
4	看護補助者の人材確保と教育体制について
5	タスク・シフト/シェアについて
6	施設の委員会等への助言・指導
7	その他、勤務環境改善に関すること

【実施期間】令和5年7月～令和6年2月

【申込期間】令和5年7月から

【派遣施設】5施設程度

【派遣回数】1施設 1～2回

【派遣体制】1～2人体制(勤務環境改善アドバイザー・医療労務管理アドバイザー)

【実施方法及び内容】

- ①施設訪問やWeb会議等で実施する。
- ②本会看護職の勤務環境改善アドバイザーを派遣し、看護管理者や委員会等への助言・指導を行う。
- ③沖縄県医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し働き方改革や労務管理等に関する講座等を行う。

【申込要件】

- ①施設において、勤務環境改善の取り組み体制(委員会など)がとれること
- ②勤務環境改善アドバイザー派遣事業申込書(様式1)、事前調査(様式2)、施設概要(様式3)を提出すること
- ③勤務環境改善アドバイザー派遣事業実施報告書【施設用】(様式4)を10日以内に提出すること
- ④その他、実施に伴う成果物がある場合は、後日、提出すること
- ⑤沖縄県看護協会会報等において、施設名、写真等の掲載が可能であること

【アドバイザー】

- ①支援後、10日以内に勤務環境改善アドバイザー派遣事業実施報告書【アドバイザー用】(様式5)を提出すること。